

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	片山 知哉 (かたやま ともや)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第978号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	所与の選択—こどもの文化選択をめぐる規範理論—
○審査委員	(主査) 立岩 真也 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 井上 彰 (立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授) 渡辺 公三 (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 高岡 健 (岐阜大学医学部精神病理学分野准教授)

<論文の内容の要旨>

本論文の構成は以下。序、第1部：総論。第1章「二重継承という文脈」、第2章「ネイションビルディング」、第3章「財の分類とネイション間移動」。第2部：各論。第4章「デフナショナリズムの正当化とその条件」、第5章「ゲイナショナリズムの困難」、第6章「後期近代とアスペルガー症候群」、結。

本論文の目的は、周囲のおとなが子どもに対してどのような「財」を与えるべきかという問いを探求することにある。しかしこの問いに答えるには子どもの置かれた文脈を考慮する必要がある。人の子どもは人類という超社会的な種のなかに生まれる。そしてこの超社会性は、血縁選択・互惠的利他主義に加え、人類独自の特徴である規範同調性に基づいている。規範同調性こそが人類に濃密な文化的継承を可能にした。これと遺伝的進化と合わせて二重継承と呼ぶ。文化的継承は急速な進化を生じさせたのであるが、これは個体の水準においても、言語を介した分析的思考システムをもたらした。つまり人類にとって二重継承は絶対的な条件なのでだが、少数ながら遺伝的継承と文化的継承との間に齟齬が生じることがある。それが身体的マイノリティに起こるできごとである。

そして子どもは特定の文化共同体のなかに生まれる。そこでの所与が不利に作用する身体的マイノリティは、共同体内部で文化的継承の内容を討議し修正するだけでなく、共同体間を移動することによって、自身の遺伝的継承に適った文化的継承を受けることは可能である。しかし、親子関係まで巻き込んだ強固なネイションビルディング・システムが成立してしまった近代以降、文化共同体間の移動はより困難となった。しかも、共同体間移

動には不可避免的に様々な負担やリスクが生じるため、容易な課題とは到底言えない。

このため、遺伝的継承と文化的継承との間に甘受できない齟齬が生じない限り、負担やリスクを背負ってまで移動をしなくてすむことがまず認められなければならない。普遍的な財（すべての共同体で同様の益を発生する財）の格差が大きければ、それにしたがって貧しい共同体から豊かな共同体へという移動を強いられるため、それを防止するために世界規模の財の再分配がなされるべきである。しかし同時に、遺伝的継承と文化的継承との間で打開できないほどの齟齬が発生するなら、それでは済まされず、遺伝的継承に合致した文化的継承を受けられる共同体への所属が、その前に集合性の創造、ネイションビルディングが可能にされなければならない。以上が第1部、第1章から第3章で論じられる。

第2部では具体的に、ろう者やゲイ、アスペルガー症候群の人たちを取り上げて、こうした身体的マイノリティにとっての適切な財の分配の方法について議論がなされる。

第4章では、デフナショナリズムそれ自体の正当性は強固に支持されるとした上で、残される問題として、第一に、植民地支配の後遺症としての内在化された聴能主義の存在、第二に、既存の文化資本が聴者ネイションのものである現状ゆえの脱植民地化が再植民地化に墮する危険性、第三に、多様性包摂における最大の棘となるであろう難聴者・中途失聴者受け入れ問題、第四に、デフネイション間の境界線問題、これらの問題が残されることが示される。

第5章では、ゲイが資本・国家に取り込まれたのは、国家のネイションビルディングに忠実で使いやすかったからであり、ゆえに心理的にも経済的にもそこから離れるのは困難な過程となることが示される。資本や国家の利害に追従し続けなければならない限り、その固有の制約を受け入れ続けなければならないから、そうならずにすむためには自分自身の側に権力を持たなければならない。国境を超え資本からも独立して、ゲイのネイションビルディングを推し進めることが唯一の方向性となるが、同時にそれは大きな困難が示されているとともあることが記される。

第6章では、後期近代は被雇用者集団において求められる能力や価値観が個体化から関係化に移行するという意味で「関係」へのシフトが生じた時代であり、ゆえにアスペルガー症候群の人たちが取り出されマイノリティとされ排除の対象になること、その人たちが排除されずかつそのままにいられるためには、共同体内における個人に対する財の分配問題が解決されなければならないこと、その方法も普遍的な財の分配にかかっていることが主張される。

<論文審査の結果の要旨>

人は特定の文化のもとで受動的な存在として生を生き始める。選択以前の前提になるものがあり、与えられる他ないものがある。とすればその所与とされる世界はどうあればよいのか、どのように変わるべきか。つまり子どもに何を与えるのか。とくに今与えられている世界の中で生き難い少数者がいる。例えばゲイであれば、いつからか違和を感じ始め

るのだが、それがなんであるかわからないまま、少なくともしばらくを生きていかねばならない。それは生き難い。そのことを考えにいったときに社会はどのような社会をその子に与えるべきか。

近代の社会思想・政治哲学は、基本的には、大人たちによる関係の形成を仮想して構成されてきたが、むしろ実際にはそんなことはない。あらゆる人はこどもとしてこの世に現れる。その契機を組み込んだ社会理論の構築が求められているのだが、実は世界的にもそのような考察の蓄積はきわめて少ない。他方、この契機に深く関わる少数者の主張があるが、それらの各々はその主張の普遍的な意義に気づいてないように思われる。そうした言説の布置をよく知る申請者は、各領域についての該博な知識を有しているが、本論文の目的は、各論を詳細に展開するのではなく、基本的な見取り図を提出することにある。そして本論文はそれに成功していることが口頭試問においても確認された。申請者は幾多の理論があり理論家がいることを承知した上でそこから少数を選んだこととその理由を答えた。例えば、与えられることを前提するならその本人たちが「討議」に参加できない場面を検討するしかないから、決め方を巡る諸理論を参照する必要は少ないこと、個別性を維持するために普遍的な財を給付するという論が立てられるから、この種の議論によく用いられるケア倫理等を参照する必要もさしてない等、議論の道具立てを簡素なものにしてよいこととその理由を示すことができた。

そして「ネイション（ビルディング）」について、またそのことと一般には連結されて考えられることの少ない分配のあり方の関連についても、簡潔で説得的な構図が示されている。少数者たちの集団性を構成すること、周囲はそれを容認しさらにその成立・維持について責務を有することが主張される。さらに、少数派によるネイションビルディングを肯定するというとき、その具体的なあり方はどのようなものであるのかが示されている。ゲイについてはナショナリズムを肯定したうえでそれが可能になるための財の分配が支持されるとする。ゲイについては、それが先進国においては許容され利用されている現実をふまえて、国際的な連帯が必要であるとする。またアスペルガー症候群の人たちについてはそれがこの時代においてとくに職から排除されるためにその人たちがその特性を維持しつつ生きていくために普遍的な財の分配が必要であるとされる。さしあたりの実現可能性は別として、議論の構えと問いの進め方は正当であり、その立論に論理的な整合性と独創性があること、博士論文として十分な水準に達していることについて審査委員会の評価は一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査に関し、2014年6月12日（木）15:00～16:30に創思館302教室で口頭試問、7月15日（火）17:30～18:30に創思館カンファレンスルーム公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても、申請者の回答は適切なものであった。申請者は本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総

合学研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により本論文はその条件を満たすことが確認された。

独創性・先駆性を有する本論文は、既存の諸理論を咀嚼しまた広汎な知識に裏打ちされており、博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。

以上、論文審査・口頭試問、公聴会での結果を踏まえ、本論文が博士の学位に値することについて意見は一致した。本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断した。